

南知多町公共施設再配置計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南知多町公共施設再配置計画（以下「再配置計画」という。）の策定にあたり、公共施設の再配置を効果的かつ効率的に推進するため、有識者等から幅広い意見を求めることを目的として、南知多町公共施設再配置計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に対する意見を取りまとめ、提案を行うとともにその妥当性を審議し評価する。

- (1) 公共施設再配置計画に関すること。
- (2) その他、再配置計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 町議会の代表
- (4) 町民の代表
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、検討又は協議について町長へ報告を行う時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。